

指定居宅介護支援事業所はる清田
運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人 ノ マ ド 福 祉 会

社会福祉法人 ノマド福祉会

指定居宅介護支援事業所はる清田運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人ノマド福祉会が設置する指定居宅介護支援事業所はる清田（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じ、かつ利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）を多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。
- 2 事業所は、関係市町村、指定居宅サービス等の事業者、他の居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携を図り、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、事業が指定居宅サービス等の特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公平中立な業務を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業所はる清田
- (2) 所在地 札幌市清田区真栄1条1丁目1-15 ウィステリア清田 GF

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数（併設施設との兼務体制で規定する。）

及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。
- (2) 主任介護支援専門員 1名（兼務）1名（専従）

介護支援専門員 2名（専従）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス等事業者との連絡調整など、居宅介護支援サービスの提供及び市町村からの委託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日
（土、日、祝日、12月30日～1月3日の年末年始休暇を除く）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

（指定居宅介護支援サービスの提供方法及び内容）

第6条 指定居宅介護支援サービスの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制
事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。
- (2) 課題分析の種類
利用者に対する居宅サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、全国社会福祉協議会方式等とする。
- (3) 居宅サービス計画の作成
居宅において自立した日常生活を送れるよう適切な課題分析に基づき利用者の心身の状況、居住する環境、サービスの利用意識等を踏まえて居宅サービス計画原案を作成する。当該計画原案の指定居宅サービス等については、介護保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等必要な事項について利用者及びその家族に対し十分な説明を行い、書面にて同意を得る。
- (4) サービス担当者会議
居宅サービス計画原案に対する専門的意見を求めるため、当該計画原案の指定居宅サービス等の担当者（以下「サービス担当者」という。）及び利用者又はその家族を招集して、サービス担当者会議を開催する。当該開催に際しては、利用者又はその家族の参加に配慮し、開催の場所、時間等について柔軟に対処する。又、利用者の状況に変化があったとき又はサービス担当者から問題提起等があったとき事業所が必要と判断した場合は、適宜サービス担当者会議を設けることとする。
- (5) 居宅訪問
居宅サービス計画の作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価、利用者が現に抱えている問題等を把握するため、居宅訪問による面接調査を実施する。又、当該計画作成後においても、実施状況等を把握し、必要なサービスが適切に提供されるよう、居宅訪問等により、必要な計画変更等の支援を行う。
- (6) その他

前各号のほか、利用者が居宅において自立した日常生活を営むために効果的で必要と認められるその他の支援を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額（居宅介護サービス計画費）は、厚生労働大臣が別に定める介護報酬の告示上の額とするものであり、法定代理受領サービスとなるため、利用者負担に係る利用料は無料である。ただし、利用者の介護保険料未納等の理由により介護保険給付がなされない場合には、償還払いとなるため、利用料の全額を利用者から支払い受けるものとする。その場合には、当該利用料の額を記載した「指定居宅介護支援提供証明書」を利用者に対して交付するものとする。また、次項については、別に費用を徴収する。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収するものとし、事業所の車輛を使用する場合の交通費は次の各号の額を徴収するものとする。

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 事業所から片道概ね 10 k m未満 | 300 円（片道） |
| (2) 事業所から片道概ね 10 k m以上 | 600 円（片道） |

3 前項の費用の支払を受ける場合には、事業者は、事前に利用者及びその家族に対し必要な資料を提示し、当該費用を説明した上で同意を得るとともに、その支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、清田区・豊平区・厚別区・白石区・南区・中央区・西区・北広島市とする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第9条 従業者は、利用者の居宅訪問等を実施中に利用者の病状急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに医師、家族、関係機関等に対し連絡するとともに、管理者に報告することとする。

(損害賠償)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事由が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由に起因しないときはこの限りでない。

(守秘義務)

第11条

1 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守する。

- 2 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を使用することについて、利用者及びその家族に対して事前に説明し、同意を得るものとする。
- 3 事業者は、第1項を担保するため、従業者が従業者でなくなった後においても当該秘密の保持を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(業務体制の整備)

第12条 事業者は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、あわせて業務体制を整備するものとする。

(苦情処理)

第13条

- 1 事業者は、利用者等から苦情の申し出が行いやすい環境を整えるため、事業所に苦情受付担当者、苦情解決責任者及び複数の苦情処理第三者委員を設置するものとする。
- 2 事業所の管理者は、前項について、利用者等への周知を図るため、必要な事項を事業所内の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待等の発生の防止・早期発見、再発防止のための対策を検討する「虐待防止のための対策を検討する委員会」を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 指針に基づいた研修プログラムの作成、従業者に対する定期的（年1回以上）の研修を実施する。
 - (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等に関する事項)

第15条

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定)

第16条

1 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に伴う必要な措置を講ずる。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他)

第17条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成25年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 3月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 7月 1日から施行する。

この規定は、平成26年10月10日から施行する。

この規定は、平成28年 2月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成28年11月 1日から施行する。

この規定は、平成29年10月 5日から施行する。

この規定は、平成30年 3月 1日から施行する。

この規定は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 元年 7月 1日から施行する。

この規定は、令和 2年 1月 1日から施行する。

この規定は、令和 2年 7月 1日から施行する。

この規定は、令和 2年 9月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年11月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年 2月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 5月 1日から施行する。